

別表第4（第15条関係）

回数	貸付申請書の提出期限	貸付金の貸付決定期日
第1回	4月30日	6月1日
第2回	5月31日	7月1日
第3回	7月31日	9月1日
第4回	9月30日	11月1日
第5回	1月10日	2月10日

※ 貸付申請書の提出期限及び貸付金の貸付決定期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める祝日である場合には、その前日とする。